

**「基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対し提出された意見と総務省の考え方**  
**静岡県における新たな地上デジタルテレビジョン放送中継局の開設について**  
【意見募集期間:平成24年4月11日(水)～平成24年5月10日(木)】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>意見としてはこの項目とは思いませんが、気になりすぎて意見として述べさせて下さい。最近の携帯TELを自転車、車両、歩行中に行って歩行中、自転車運転中に使用して接触事故をよく見かけます。車両運転中は、警察官が違反として取締りを行えば済むと思われませんが、最近は取り締まりを見たことが有りません。取り締まり及び注意指導が行えないのであるならば、現在の科学の力で、歩行中、車両の移動中は、万歩計で5歩以上及び時速5Km以上での使用出来なくすればと思います、そうしないと今後色々と事故等の問題が発生すると思われ、3年後までに、強制的に機種交代をさせる様に希望します。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>本件意見募集とは、無関係と考えます。</p>
2	<p>デジタル難視解消のためにデジサポとの連携、行政との連携も密に行って参りましたが、この度の伊豆大島難視対策基地局設置に際して努力の及ばなかった点を感じて居るところであります。しかしながら草創時から今日のデジタル化に至るまで、広く非効率な伊豆半島の地で、かなりの難視地域に付きましてカバーを継続している点も自負しております。この度の伊豆大島難視対策基地局設置につきましては、現在送信波に障害を与えないように周波数配列等配慮をお願いします。伊豆東地域は海沿いで、電波関東広域圏で来ました。首都圏からの別荘地が居並ぶ特殊な地域となります。受信者の生活圏保護のために、今後も、準広域圏として判断して戴きたいと思っております。</p> <p align="right">【小林テレビ設備有限会社】</p>	<p>本件中継局の開設により、ご指摘の受信環境の支障はないものと考えます。</p> <p>なお、伊豆半島における放送区域については、基幹放送普及計画のとおり「静岡県域」でありますので、ご理解頂けますようお願いいたします。</p>

3	<p>(意見 1)</p> <p>送信場所「伊豆東」を具体的な地名にすべきと考えます。空中線電力が大きい事との関係で送信場所の位置は重要と考えます。他の送信場所は現存する地名となっています。</p>	<p>本件中継局は、伊豆東地域をカバーするものであり、「伊豆東」とすることが適当と考えます。</p>
	<p>(意見 2)</p> <p>送信場所の具体的な所在地は不明確ですがこれほどの高出力の中継局が必要なのでしょう。伊豆東海岸地域及び他地域のケーブルテレビ事業者の受信障害について十分な配慮をお願いいたします。</p>	<p>本件中継局は、伊豆東地域に点在する難視地域を効率的にカバーするために、伊豆半島の対岸となる伊豆大島に空中線電力 20W の中継局を開設するものであり、伊豆東地域の難視地域の改善のために必要なものでありますので、ご理解頂けますようお願いいたします。</p>
	<p>(意見 3)</p> <p>本変更案は、伊豆東海岸の一部地域における地上デジタル放送の難視地区についての、暫定的な衛星対策に対する恒久的対策として新たな中継局の開設を可能とするためのものとされていますが、当該地域である伊東市から下田市までの既存中継局の空中線電力は 1W 以下であり、それに比べて本変更案で追加されている新たな送信場所「伊豆東」の空中線電力は 20W とこれまでにない大きな空中線電力が指定されています。</p> <p>「伊豆東」局の所在地によっては、衛星対策地域の解消のみにとどまらず広範囲な難視聴解消に効果を発揮し、伊豆東海岸の受信者に対する受信環境の恒久的な整備としては効率的な対策と考えます。</p> <p>しかし、この地域には特有の地形による難視聴解消を主な役割として発達したケーブルテレビ事業者が存在し、昨年のアナログ放送終了の際にもデジサポへの協力やデジアナ変換放送などで大きな役割を果たしております。今後もケーブルテレビによる再放送事業への配慮をお願いいたします。</p> <p>本変更案策定の要因となった暫定的な衛星対策による地域が多く残った事実は、伊豆東海岸地域特有の複雑な地形による想定外な事象として理解しておりますが、その対応策においても将来にわたった地域の実情を十分調査検討し行っていただきたいと考えます。</p>	<p>また、本件中継局の開設により、ご指摘の受信環境の支障はないものと考えます。</p>

	<p>また、伊豆東海岸地域の住民は、地理的位置関係や地域事情等により関東広域波の視聴習慣があり、地元ケーブルテレビ事業者も区域外再放送を実施しております。地域住民における放送の受信が妨げられる事の無いよう、「伊豆東」局開設においても関東広域波等との関係にも十分な配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社伊豆急ケーブルネットワーク】</p>	
4	<p>(意見1)</p> <p>デジタル放送は広く国民に周知され、その豊かな番組情報はあまねく静岡県民に利用されるべきです。しかし、静岡県伊豆半島東海岸地区は複雑な地形により初期テレビ放送開始から難視地区が存在したため、地元住民や有志が地元の財力を集めてケーブルテレビによる難視地区解消を行っており、いまま継続しておりますことを意見します。</p>	<p>参考意見として承ります。</p>
4	<p>(意見2)</p> <p>地元ケーブルテレビ事業者が再放送しているチャンネルは静岡県域放送6波のほか関東広域圏在京局9波並びに神奈川県域局1波の再放送をケーブルテレビによる難視改善、解消を目的に行っておりますので、中継局使用周波数の選定にあたり、ケーブルテレビの再放送に支障が無いよう各別な配慮と慎重な選定をお願いいたします。</p>	<p>本件中継局の開設は、伊豆東地域の難視地域の改善のために有用であります。</p> <p>また、本件中継局の開設により、ご指摘の受信環境の支障はないものと考えます。</p>
4	<p>(意見3)</p> <p>静岡県伊豆半島東海岸地区住民に対する空中線電力は、難視改善・解消を行っている当該ケーブルテレビ事業者のみならず、他の地区ケーブルテレビ事業者の受信障害に対する十分な配慮の下に空中線電力は出来るだけ小さく定めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【下田有線テレビ放送株式会社】</p>	<p>本件中継局は、伊豆東地域に点在する難視地域を効率的にカバーするために、伊豆半島の対岸となる伊豆大島に空中線電力20Wの中継局を開設するものです。</p> <p>伊豆東地域の難視地域の改善のために必要なものでありますので、ご理解頂けますようお願いいたします。</p>

**「基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対し提出された意見と総務省の考え方**  
**栃木県における新たな地上デジタルテレビジョン放送中継局の開設について**  
【意見募集期間:平成24年5月12日(土)～平成24年6月11日(月)】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>平成23年8月末現在、那須町においては、121箇所（7282世帯）が地上デジタル放送の難視地区として特定されており、この内90箇所（6966世帯、約96%）の難視地区については、今回の本計画の変更により追加される那須高原中継局の設置により対策が実施される地区になっています。</p> <p>これらの難視地区は、自然豊かな那須高原地域に広く分布しており、地上デジタル放送の難視地区であるとともに、この地区の一部の地区では、現在、暫定的に実施されている地デジ難視対策衛星放送においても、衛星からの電波が樹木にさえぎられ受信が出来ず、地上デジタル放送の対策ができない地区もある状況です。</p> <p>このため、那須町の地上デジタル放送の難視地区においては、地上デジタル放送について良好な受信が可能となるよう、那須町の難視地区の地形的な状況や周辺の状態を考慮された上で、那須高原中継局からの電波が十分な出力で整備されることを期待しているところであります。</p> <p>つきましては、基幹放送用周波数使用計画を変更し、「栃木県」について「那須」が0.01kWで追加されることは賛成します。</p> <p align="right">【栃木県那須郡那須町】</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>